

〒103 - 0026

東京都中央区日本橋兜町 2 - 1

東京証券取引所

証券の不正取引に関する情報受付窓口御中

令和 3 年 2 月 28 日

氏名：細野祐二

郵便番号：[REDACTED]

都道府県：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

電話番号：[REDACTED]

メールアドレス：[REDACTED]

年齢：67 歳

性別：男

銘柄コード：6615

銘柄名：ユー・エム・シー・エレクトロニクス

不正取引分類：その他、風説の流布等

個人情報への取扱いへの同意：同意する

内容：以下のとおり

1. ユー・エム・シー・エレクトロニクスの粉飾犯情

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、令和 1 年 7 月 24 日、「当社の中国連結子会社における不適切な会計処理の可能性の判明に関するお知らせ」と題する適時開示を行い、過去において開示された財務諸表に不適切な会計処理が含まれている可能性を公表した。その後、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、令和 1 年 8 月 7 日、「外部調査委員会設置に関するお知らせ」と題する適時開示を行い、上記不適切会計の調査のために外部調査委員会を設置したことを公表した。

外部調査委員会による調査報告書は令和 1 年 10 月 28 日付で報告され、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、同日、2016 年 3 月期並びに 2017 年 3 月期及び 2018 年 3 月期に係る有価証券報告書の訂正報告書を、令和 1 年 11 月 28 日、2019 年 3 月期に係る有価証券報告書の訂正報告書を EDINET によりそれぞれ関東財務局に提出し公衆の閲覧に供した。

外部調査委員会による2019年10月28日付調査報告書によれば、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社による不正会計は、2015年3月期から2019年3月期にかけての5事業年度において継続的かつ組織的に行われたもので、この5事業年度の不正会計による連結損益に与える影響額の累積合計は、連結営業利益の過大計上額が3,412,619千円、連結経常利益の過大計上が3,578,892千円、連結税引前当期純利益の過大計上が3,586,001千円とされている。

東京証券取引所は、2019年12月18日、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の不正会計発覚を受けて、

「本件は、投資家の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示等が行われたものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる」（以下、内部管理体制等の問題）

として、UMC株式を特設注意市場銘柄に指定するとともに、

「同社が、ガバナンスの機能不全が恒常化していた中で、2名の取締役副社長の関与の下、多数の海外拠点において長期間にわたり不適切会計を行っていたこと、同社が新規上場承認を得るにあたり、宣誓書に違反して、新規上場申請書に虚偽の記載をしていたこと及び審査の過程においても当法人に対して虚偽の回答を行っていたことを踏まえると、東京証券取引所市場に対する株主及び投資家の信頼を毀損したと認められる」（以下、偽装上場の問題）

として、上場違約金48,000,000円の支払いを求めた。これに対してユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、何らの異議申し立てを行うことなく上場違約金48,000,000円を納付している。

また、その後、2021年1月29日、証券取引等監視委員会は、本件ユー・エム・シー・エレクトロニクスの粉飾決算について3億9615万円の課徴金納付命令を発出しており、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社はこれを2021年月期第3四半期決算において特別損失として計上した。

前述2019年10月28日付外部調査委員会調査報告書によれば、本件粉飾は、遅くとも2015年3月期以降において行なわれていたというのであるから、本件粉飾は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式が東京証券取引所に上場された2016年3月時点においても着々と進行していたことになる。ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の上場は不正偽装上場であり、もとよりUMC株は最初から上場株式としての適格性を欠いていたのである。偽装上場と偽装公募増資を強行し、その後も経営の意思に基づく組織的な粉飾決算を継続して好業績

と成長性を偽装するという粉飾決算は、我が国の証券市場史において前代未聞であり、その悪質性は比類ない。

2. 内部管理体制確認書の審査

このようにユー・エム・シー・エレクトロニクス株式は、2019年12月18日付けで特設注意市場銘柄に指定されているところ、ユー・エム・シー・エレクトロニクスは、1年間にわたり内部管理体制等の改善に向けて取り組みを進めてきたなどとして、2020年12月21日、内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出した。この結果、東京証券取引所は、当該内部管理体制確認書に基づき審査を行い、特設注意市場銘柄の指定解除の可否を判断することになる。

しかし、内部管理体制の整備は上場企業として数多ある適格要件の一つではあってもその全部ではない。ユー・エム・シー・エレクトロニクス社は粉飾決算により上場審査を通過したのであり、その後現在に至るまで、ただの一度も上場企業としての適格要件を満たしたことがない。本件粉飾決算問題を受けて行われる東京証券取引所の審査体制には根本的な問題がある。なぜなら、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の内部管理体制等は、東京証券取引所の2019年12月18日付通告書における2つの問題指摘の内、「内部管理体制の問題」を解決するものであるとしても、もう一つの指摘事項である「偽装上場の問題」に対しては何らの解決にもなっていないからである。

東京証券取引所の有価証券上場規程は、第601条において、「本則市場の上場国内株式等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。」と規定しており、その(12)において、「上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行細則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第301条第3項、第307条第2項若しくは第312条第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合」が定められている。ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の場合は東京証券取引所市場第1部への上場なので、有価証券上場規程第204条第1項の規定により提出した宣誓書が問題となる。

ここで、前述東京証券取引所の2019年12月18日付通告書は、「同社が新規上場承認を得るにあたり、宣誓書に違反して、新規上場申請書に虚偽の記載をしたこと及び審査の過程においても当法人に対して虚偽の回答を行っていたことを踏まえると、東京証券取引所市場に対する株主及び投資家の信頼を毀損し

たと認められる」と認定しているのであるから、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の偽装上場は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 601 条に規定する上場廃止基準に明らかに該当している。本件粉飾決算発覚を受けたユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社に対する東京証券取引所の審査は、本来、有価証券上場規程における上場廃止基準に抵触するものを内部管理体制の問題にすり替えたものに他ならない。有価証券上場規程の恣意的な運用は、国民経済の健全な発展と投資者の保護を負託された証券取引所の上場審査として許されない。

ユー・エム・シー・エレクトロニクス社においてこれだけ悪質な粉飾決算が発見された以上、東京証券取引所は、有価証券上場規程に従いこれを上場廃止としなければならない。そして、その際会社が上場を希望するのであれば、その上場申請を受けて、改めて正規の上場審査を行うべきである。東京証券取引所は、本件を有価証券上場規程に従い上場廃止とせず、内部管理体制等の問題として処理しようとしていることについて社会に説明責任がある。

3. 虚偽公募増資による損害賠償責任

ところで、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、2018 年 5 月、一般募集によるユー・エム・シー・エレクトロニクス普通株式 2,413,500 株の公募増資を行っている。募集価格は 1 株につき 2,878 円であり、発行価格の総額は 6,946,053,000 円、払込金額の総額は 6,659,522,280 円である。この公募増資と並行して、公募による自己株式の処分 618,900 株（処分価格 1 株につき 2,878 円、処分価格の総額 1,781,194,200 円、払込金額の総額 1,707,718,392 円）、オーバーアロットメントによる売出し 522,000 株（売出価格 1 株につき 2,878 円、売出価格の総額 1,502,316,000 円）、第三者割当による新株発行 417,600 株（払込価格 1 株につき 2,759.28 円、払込金額の総額上限 1,152,275,328 円）が行われている。これら公募増資等による資金調達額の合計は 11,381,838,528 円（＝6,946,053,000 円+1,781,194,200 円+1,502,316,000 円+1,152,275,328 円）となる。

公募増資に際して提出される有価証券届出書には、2017 年 3 月期に係る内容虚偽の連結財務諸表が参照方式により参照されており、また、公募価格の決定等に際しては、その時点で既に確定していた 2018 年 3 月期に係る虚偽連結財務諸表が参考とされた。ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社による 2018 年 5 月の公募増資が虚偽連結財務諸表に基づく虚偽公募増資であることについて

は異論の余地がない。

金融商品取引法は、第 18 条第 1 項において、虚偽記載のある有価証券届出書の届出者等の賠償責任を定め、第 19 条第 1 項 2 号において、その賠償責任額を、「請求権者が当該有価証券の取得について支払った額」から、「当該有価証券の処分価額」を控除した額と規定している。ここで、ユー・エム・シー・エレクトロニクス普通株式の公募価格は 2,878 円であり、その後株価は 2020 年 3 月の最安値 192 円まで一貫して下げ続けているので、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の損害賠償義務は、下記のとおり、最大 100 億円の偶発債務となる。

公募増資等による資金調達額 11,381 百万円 × (2878 円 - 192 円) ÷ 2878 円
= 10,621 百万円

ユー・エム・シー・エレクトロニクスの 2018 年 5 月の虚偽公募増資に対する損害賠償請求については、2020 年 12 月 24 日付ユー・エム・シー・エレクトロニクスの適時開示において、大阪府堺市在住の和田邦雄氏から 99,664,929 円の損害賠償請求訴訟が提起されていることが公表されている。ところが、2021 年 2 月 15 日に提出されたユー・エム・シー・エレクトロニクスの 2020 年 12 月 31 日に終了する第 3 四半期報告書では、和田邦雄氏の提起した損害賠償請求に対する引当金が四半期連結財務諸表上に計上されていないばかりか、本件偶発債務の存在そのものについて一切の注記がなされていない。2020 年 12 月 24 日付適時開示において、ユー・エム・シー・エレクトロニクスは、「当社は、今後、原告の主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処してまいります。」と記載しているが、本件虚偽公募増資に対する損害賠償義務に対して引当を行わず、また重要性のある本件偶発債務について注記も行わないというのは「原告の主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処」していることにはならない。

もとより、ユー・エム・シー・エレクトロニクスは、2015 年 3 月期から 2019 年 3 月期にかけての 5 事業年度において継続的かつ組織的に行われた本件粉飾決算を深く反省し、その反省の上で本件内部統制等改善確認書を提出したことになっている。従って、本来であれば、大阪府堺市在住の和田邦雄氏の損害賠償請求訴訟を待つまでもなく、ユー・エム・シー・エレクトロニクスの側から、2018 年 5 月の虚偽公募増資に応じた知れたる株主に対して損害賠償請求の催告を行い、その弁済態勢を構築するとともに、潜在的な損害賠償最大額 100 億円を連結財務諸表において引当すべきなのである。これに対して損害賠償請求に類か

むりをしたまま一切の引当を行わないユー・エム・シー・エレクトロニクスの姿勢は、本件粉飾決算に対する反省が口先だけのもので実態を伴わないと言わざるを得ない。

ユー・エム・シー・エレクトロニクスは本件粉飾決算を反省しておらず、現在の虚偽公募増資に対する損害賠償義務を無視して逃げ切ろうとしている。すなわち、ユー・エム・シー・エレクトロニクスは粉飾決算の再犯の可能性がある。東京証券取引所は、本件ユー・エム・シー・エレクトロニクスの内部管理体制等改善報告書の審査において、一般投資家保護の観点から、本件虚偽公募増資に対するユー・エム・シー・エレクトロニクス社の損害賠償義務の履行態勢を十分に検討すべきである。

4. 豊田自動織機等に対する第三者割当増資

2020年11月27日、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社は、「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の移動に関するお知らせ」と題する適時開示を公表した。この適時開示は次の項目を主たる内容としている。

- ① 豊田自動織機、アイシン精機、並びに、ネクスティエレクトロニクスの3社に対する総額45億円の株第三者割当増資
- ② みずほ銀行に対する総額70億円のA種優先株式第三者割当増資と当該資金によるみずほ銀行からの借入金の弁済（デット・エクイティ・スワップ）
- ③ S・ウチヤマ・ホールディングス、H・ウチヤマ・ホールディングス、O・ウチヤマ・ホールディングスの3社が保有するユー・エム・シー・エレクトロニクス社株式の大半の無償取得
- ④ 資本金及び資本準備金の減少と、その結果増加したその他資本剰余金の一部による繰越利益剰余金の欠損の補填
- ⑤ 2021年3月期第2四半期末現在261億円にのぼる有利子負債の債権者金融機関に対する事業再生ADR手続による返済猶予等の支援要請

本件新株第三者割当増資の割当株式数は、豊田自動織機に対するものが8,823,530株、アイシン精機に対するものが2,205,883株、ネクスティエレクトロニクスに対するものが2,205,883株の合計13,235,296株であり、発行価格は1株340円となっている。ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の発行

済株式数は 19,295,180 株であり、豊田自動織機は既にユー・エム・シー・エレクトロニクス株式を 965 千株所有しているため、本件新株第三者割当増資並びに S・ウチヤマ・ホールディングス、H・ウチヤマ・ホールディングス、O・ウチヤマ・ホールディングスの 3 社が保有するユー・エム・シー・エレクトロニクス社株式の大半無償取得後の豊田自動織機の持株比率は下記のとおり 37.4%となり、アイシン精機とネクスティエレクトロニクスの持株を併せたトヨタ系持株比率は 54.2%となる。

株主	現状		資本移動		資本移動後	
	千株	%	第三者割当	無償取得	千株	%
豊田自動織機	965	5.0%	8,823		9,788	37.4%
アイシン精機	0	0.0%	2,206		2,206	8.4%
ネクスティ	0	0.0%	2,206		2,206	8.4%
S・ウチヤマ	3,605	18.7%		-3,605	0	0.0%
H・ウチヤマ	1,482	7.7%		-1,482	0	0.0%
O・ウチヤマ	1,253	6.5%		-1,253	0	0.0%
特定株主小計	7,305	37.9%			14,200	54.2%
その他の株主	11,990	62.1%			11,990	45.8%
議決権株式	19,295	100.0%	13,235	-6,340	26,190	100.0%
自己株式	0			6,340	6,340	
発行済株式	19,295		13,235	0	32,530	

豊田自動織機等に対する第三者割当増資等の適時開示を行った 2020 年 11 月 27 日同日、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社は「UMC 再生計画の進捗」と題する投資家向説明資料を公表し、豊田自動織機等に対する第三者割当 45 億円の実施により会社が豊田自動織機の系列会社となり、またみずほ銀行に対する 70 億円のデット・エクイティ・スワップと事業再生 ADR の実施により財政状態が改善することを資本市場に強く印象付けた。

また、その後も、ユー・エム・シー・エレクトロニクスは、

- 2020 年 12 月 25 日、「資本業務提携の締結、第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、定款の一部変更、資本等の額の変更、剰余金の処分、他の一部変更のお知らせ」
- 2020 年 12 月 25 日、「取締役人事に関するお知らせ」
- 2021 年 1 月 18 日、「事業再生 ADR 手続の成立に関するお知らせ」

- 2021年2月5日、「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」
- 2021年2月10日、「臨時株主総会決議通知」

と、適時開示を連続して行い、豊田自動織機等に対する第三者割当が予定通りに実施され、事業再生計画が順調に進捗しているかの如き印象を資本市場に与え続けている。ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、会社の適時開示を受けて下記のとおり暴騰している。



(C)QUICK Corp.

このようにユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社は、トヨタグループ入りを囃して暴騰しているが、豊田自動織機等に対する第三者割当増資が本当に行われるかどうかは予断を許さない。なぜなら、豊田自動織機等に対する第三者割当増は、「訴訟等の不存在等及び紛争案件に係る損害賠償債務が一定額を超える具体的おそれの不存在」を払込の停止条件としているからである。ここで、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社は、2018年5月の虚偽公募増資に対する損害賠償義務により最大100億円の偶発債務を抱えているのであり、このうち99百万円については大阪府堺市在住の和田邦雄氏より既に損害賠償請求訴訟が提起されている。

豊田自動織機等に対する第三者割当増資は既に2021年2月10日開催のユー・エム・シー・エレクトロニクス社の株主総会で承認されているが、その払込期間は2021年2月11日から同年11月26日と9カ月半の異例の長期間となっている。豊田自動織機は本件第三者割当増資によりユー・エム・シー・エレクトロニ

クス株式を1株340円で8,823,530株引受け、30億円を払込むことが期待されているが、この結果、ユー・エム・シー・エレクトロニクスが豊田自動織機の持分法適用関連会社となって、そこに100億円の偶発債務が付いてきてその支払義務を負うということでは、豊田自動織機は自らの株主代表訴訟に耐えられない。すなわち、豊田自動織機等は2021年2月11日から同年11月26日の9カ月半という長期において、ユー・エム・シー・エレクトロニクスの2018年5月の虚偽公募増資に対する損害賠償請求の帰趨を見極めようとしているのである。また、S・ウチヤマ・ホールディングス、H・ウチヤマ・ホールディングス、O・ウチヤマ・ホールディングスの3社が保有するユー・エム・シー・エレクトロニクス社株式の大半の無償取得は、豊田自動織機等による第三者割当増資の成立を停止条件としている。

このように、豊田自動織機等による総額45億円の本件第三者割当はユー・エム・シー・エレクトロニクスの事業再生の決定打となっているところ、ユー・エム・シー・エレクトロニクスの株価の上昇は虚偽公募増資に対する損害賠償請求を抑止する効果を持つ。ということは、ユー・エム・シー・エレクトロニクスの株価の上昇は、豊田自動織機等による総額45億円の本件第三者割当の払込を促進する効果を持つ。さらには、証券市場の支持を得て株価が上昇しているということで、東京証券取引所に対して特設注意市場銘柄の解除を促進させる効果を持つ。すなわち、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社による現在の適時開示は危険極まりない。

2018年5月の虚偽公募増資に対する損害賠償請義務の履行に対する支払体制を一切取らず、これを無視して、豊田自動織機等に対する45億円の第三者割当増資が順調に進捗しているとの適時開示を一方向的に流し続けるのは金融商品取引法第158条に規定する風説の流布に該当する可能性がある。ユー・エム・シー・エレクトロニクス社は2018年5月の虚偽公募増資に対する損害賠償請義務の履行に対する支払体制を構築し、これを速やかに適時開示しなければならず、また、東京証券取引所は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス社による株価上昇を目的とした一方向的適時開示をやめるよう指導する義務がある。

以上